

省エネ型製品普及推進優良店 表彰概要

1. 趣旨

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)におけるいわゆるトップランナー基準によって、製造事業者又は輸入事業者は、特定機器のエネルギー消費効率の向上を図っていくことが求められている。しかし、省エネ型製品は、使用されて始めて省エネにつながることから、省エネ型製品の普及促進を図ることが必要である。

このため、製造事業者等と消費者との接点である「販売事業者」を対象に、省エネ型製品の積極的な販売並びに省エネに関する適切な情報提供を行っている家電販売店を「省エネ型製品普及推進優良店」として表彰するとともに、その活動を広く消費者へ情報提供することにより省エネ型社会の構築に資することを目的として、平成16年度から本制度を実施している。

2. 具体的な評価方法

(1) 評価対象

大規模家電販売店：店舗面積 500 m²超であり、家電製品及びガス機器の販売高が総販売高の 50% 以上の店舗。

中小規模家電販売店：店舗面積 500 m²以下であり、家電製品及びガス機器の販売高が総販売高の 50% 以上の店舗。

※大手家電販売店(大企業(中小企業基本法における中小企業者ではない)の家電販売店)のフランチャイズ等、その看板を掲げる店舗は、大規模家電販売店の対象。

(2) 評価項目

- ・店長の省エネ型製品販売の運営方針に関する評価：顧客への省エネ情報の提供、省エネ型製品の販売促進の取組みを評価。
- ・店員の省エネ知識・意欲の確保：省エネ教育や家電製品アドバイザー資格等を評価。
- ・購入のし易さ：省エネラベル等の解説や表示を評価。
- ・販売実績：省エネ基準達成率に応じて省エネ型製品の販売実績を評価。
- ・店舗における環境に配慮した取組み：店舗における環境に配慮した取組を評価。

(3) 募集方法

販売事業者による公募方式

(4) 評価・決定方法

財団法人省エネルギーセンターに設けられた「省エネ型製品普及推進優良店評価委員会」において、提出された自己評価書の書類審査及び現地審査に基づき評価し、「省エネ型製品普及推進優良店表彰」について決定した。

3. 省エネ型製品普及推進優良店評価委員会委員名簿

| | | |
|------------------------------|--------|--------------------------------|
| 委員長 | 渡辺 達朗 | 専修大学商学部教授 |
| 委員 | 秋元 智子 | 埼玉県地球温暖化防止活動推進センター 事務局長 |
| | 長見 万里野 | 財団法人日本消費者協会参与 |
| | 坂本 敏幸 | 経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課長 |
| | 佐野 章 | 財団法人家電製品協会技術部担当部長 |
| | 高橋 康夫 | 環境省地球環境局地球温暖化対策課長 |
| | 永田 康子 | 埼玉県消費生活コンサルタントの会監事 |
| | 西尾 チヅル | 筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 |
| | 三村 光代 | 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会最高顧問 |
| | 村越 千春 | 株式会社住環境計画研究所取締役副所長 |
| | 吉本 豊 | 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課長 |
| (事務局：財団法人省エネルギーセンター 機器普及事業部) | | |